

## 京都市告示第 35 号

京都市児童福祉センター条例（以下「条例」という。）第1条第9項及び第10項に規定する京都市児童療育センターについて、条例第4条の規定に基づき、次のとおり受付時間及び休所日を変更します。

令和8年4月1日

京都市長 松 井 孝 治

### 1 施設概要

#### (1) 名称

京都市児童療育センター（旧相談・診療部門スペース以外）

（愛称：きらきら園）

#### (2) 所在地

京都市伏見区深草西浦町六丁目65番地

#### (3) 実施事業

条例第2条第3号及び第5号に規定する事業

### 2 変更部分

条例第4条に掲げる受付時間及び休所日の部分

### 3 変更内容

（受付時間の変更）

受付時間を午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、下記の土曜日及び日曜日は午前8時30分から午後2時30分まで開所する。

令和8年 4月11日（土）、4月18日（土）、5月9日（土）、5月16日（土）、  
6月13日（土）、6月21日（日）、6月27日（土）、7月11日（土）、7月25  
日（土）、8月8日（土）、8月22日（土）、8月29日（土）、9月12日（土）、9  
月26日（土）、10月3日（土）、10月17日（土）、11月7日（土）、11月8  
日（日）、11月28日（土）、12月12日（土）、12月19日（土）

令和9年 1月16日（土）、1月23日（土）、2月13日（土）、2月20日（土）、  
3月6日（土）、3月13日（土）

### 4 変更期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）